

被災者向け優良賃貸住宅の特例に係る復興推進計画

作成主体の名称：岩手県

1 計画の区域

宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、野田村

2 計画の目標

本県は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けたが、特に沿岸地域は津波による壊滅的な被害を受け、地域住民の生活の基盤が大きく損なわれた。

このため、防潮堤や防災緑地、津波避難ビル等の整備を図るとともに、震災復興土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業の実施により、居住機能等の再生を図ることとしており、更に当該事業区域において被災者向け優良賃貸住宅を整備することにより住環境の充実を図り、定住を促進する。

これにより、被災沿岸地域の早期復興や地域活性化に貢献することが期待される。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

震災復興土地区画整理事業区域や津波復興拠点整備事業区域において、東日本大震災津波により住居を失った者に対する被災者向け優良賃貸住宅の供給を促進する。

4 復興居住区域の区域

宮古市 田老地区、鉾ヶ崎・光岸地地区

大船渡市 大船渡駅周辺地区

陸前高田市 高田地区、今泉地区

釜石市 片岸地区、鶴住居地区、嬉石松原地区、平田地区、東部地区

大槌町 町方地区、赤浜地区、安渡地区、吉里吉里地区

山田町 山田地区、織笠地区、大沢地区

野田村 城内地区

(資料 1、資料 2-1～2-7、資料 3-1～資料 3-7 参照)

5 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

法第 2 条第 3 項第 2 号ハの復興推進事業

「被災者向け優良賃貸住宅供給事業」

①事業の効果

震災復興土地区画整理事業区域や津波復興拠点整備事業区域の復興居住区域内に被災者向け優良賃貸住宅を整備する。本事業を実施することにより、住宅に大きな被害が生じた地域に住居が確保され、定住が期待される。なお、復興居住区域に設定する区域は、震災復興土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業の実施区域であり、海岸防潮堤をかさ上げし、背後に津波防災緑地を設けるなど、防災性に優れた市街地として整備されるものである。

②特別の措置

本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 41 条の規定に基づく措置）

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、被災者の恒久的な住宅の整備が迅速に図られ、被災沿岸地域の住民が安心して暮らすことのできるまちづくりが進む。

その効果は、本県沿岸地域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

7 その他

本計画の作成に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、関係地方公共団体として、県内 7 市町村（宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、野田村）の意見を聴取した。